

沖 対 調 第 1 号
平成 19 年 1 月 26 日

社団法人沖縄県対米請求権事業協会
会 長 仲 井 真 弘 多 殿

沖縄県対米請求権事業調査委員会
委 員 長 大 城 常 夫

対米請求権事業の在り方について(答申)

平成 18 年 9 月 8 日付け諮問第 1 号で諮問のあった件については、慎重に審議した結果、現行事業の見直し、財政調整等資金積立金の取扱い及び公益法人制度改革への対応について事業調査委員会の意見をとりまとめましたので答申します。

なお、新規事業については、引き続き審議することといたします。

1 見直しの背景と理由

(1) 経済環境の変化

社団法人沖縄県対米請求権事業協会は、対米請求権問題の解決策として国から交付された特別支出金（120億円）を基本財産として受け入れ、その運用益で人件費等の管理費を賄うとともに、被害者等の支援並びに地域における文化の高揚及び地域の振興を目的とする対米請求権事業としての諸事業を推進している。

当協会のこのような運営形態は、金利の状況によって運用収入が左右され、安定的な財源確保と事業運営等という観点から課題があることから、協会としては、低金利時代の到来が見込まれた中での事業推進等の安定を図ることを目的として昭和63年度以降、毎年度の財政状況等を勘案しながら財政調整等を目的とした資金の積み立てを行ってきた。その額は、平成18年度の積立て見込み額を含めると約6億4千万円に達しており、当協会の事業量と比較しても相当の規模の資金が事業化されず、内部に留保されていることになる。

昨今の我が国経済は長期にわたる低迷状態を脱し回復基調を続けており、金利の状況も昨年8月にゼロ金利政策が解除されるなど、当協会の資金運用をめぐる経済環境は、協会が財政調整等資金を積み立ててきた状況と変化してきている。

公益法人としての当協会の役割は、基本財産の運用益等を収入として対米請求権事業としての諸事業を実施し、当協会の目的である被害者等の支援及び地域社会の発展に寄与することである。従って、当協会の収入は、当協会が置かれた経済環境において、協会運営の安定性確保という観点から必要な合理性のある範囲の内部留保を除き、本来、事業実施の財源として有効に活用されるべきである。

(2) 公益法人をめぐる制度改革

一方、公益法人に関する制度は、平成20年度に施行される予定の公益法人改革3法（注1～3）によって平成25年度から大きく変革することになっている。新しい公益法人制度の中で当協会のような現行の公益法人が「公益社団・財団法人」と認定されるためには、新制度への移行期間が終了する平成24年度までに公益事業比率や内部留保資金の保有割合等の認定基準を達成することが必須となっており、認定用件を満たさない場合は存続できないこととされている。

当協会の内部留保資金である財政調整等資金の額は、新制度における認定基準とされる割合いを大幅に超える額に達しており、新規事業の創設や現行事業の見直しによる拡充等によりその事業化を図り、内部留保資金の圧縮を図る等の対応が求められている。

以上のように、公益法人をめぐる制度改革も進展しており、当協会が財政調整等資金を積み立ててきた状況と社会経済環境は大きく変化している。

(3) 結論

本委員会としては、新しい社会経済環境に当協会がより的確に対応し、効果的に事業を運営して当協会の設立目的である被害者等の支援及び地域社会の発展に寄与するためには、新公益法人への円滑な移行も念頭におきつつ、当協会の内部留保資金である財政調整等資金を財源として、現行事業の見直し及び新規事業の創設を行い、新公益法人への移行期間を対象とした期間限定的な新たな事業展開を行う必要があると思料する。

以上のような観点から、本委員会としては、新公益法人制度への対応策並びに現行事業の見直し、新規事業の創設等に関し、審議・検討を重ねた結果、対米請求権事業のあり方を以下により見直す必要があるとの結論に達した。

2 見直しの基本方針

対米請求権事業の見直しに当たっては、「新公益法人への円滑な移行」及び「経済環境の変化に対応した事業展開」を基本的な視点とし、「選択」と「集中」による事業運営を基本として次のような方針の下で検討するものとする。

- ① この答申における対米請求権事業の見直しは、当協会をめぐる社会経済環境の変化に的確に対応する観点から行うものであることを踏まえ、見直しによる事業の実施期間は、新公益法人制度への移行期間が終了する平成24年度までとする。
- ② 事業の見直しは、対米請求権事業の目的等に照らし、財政調整等資金の取り崩しによる財源をより効果的に活用する観点から、新規事業の創設及び現行事業の見直し（拡充・継続、廃止・縮小等）の両面から検討する。
- ③ 新規事業については、被害者等の支援並びに地域における文化の高揚及び地域の振興に寄与する新たなニーズを把握し、その事業化に関する検討を行う。
- ④ 現行事業のうち、事業の効果及び地域のニーズが高く、事業拡充の要望が多い事業については、事業実施の段階における地域（市町村）の財政負担の状況等を総合的に勘案の上、その拡充を検討する。

事業実績が小さく、今後も順調な事業展開が見込まれない事業や他の事務事業との関連の中で整理することが望ましい事業については、廃止・縮小等によりその整理を検討する。

- ⑤ この答申における事業運営の見直しを踏まえ、新公益法人制度への移行期間が終了する平成24年度において、平成25年度以降の新公益法人制度下における事業のあり方について再度、事業の見直しを行う必要があるものと考えられる。

3 現行事業の見直しについて

現行事業については、各事業に関し、その効果等を検証するとともに、地域(市町村)の意向調査等により事業ニーズを把握し、併せて実施段階における市町村の財政負担の状況等を調査し、総合的に検討した結果、以下により、事業量及び事業内容等の拡充・継続、又は廃止・縮小等事業の総合的な整理・見直しを行うものとする。

(1) 拡充・継続する事業

① 地域振興助成事業

この事業は、平成6年度から実施している事業で、地域における文化の高揚及び地域の振興を目的とした広範な分野のソフト面の事業に対し、市町村等に助成を行う事業である。

当該事業は、地域のニーズも高く、地域づくりに大きく寄与していると考えられること、及び市町村の厳しい財政状況の中で、事業の実施段階における市町村の負担額が交付要綱で定める助成割合以上の超過負担となっている場合が多いこと等の状況を総合的に検討し、移行期間内において助成限度額と助成割合の引き上げにより事業の拡充を検討する必要がある。

② 軍用地跡地利用計画助成事業

返還跡地の利用推進に関する施策は、沖縄振興特別措置法等の枠組みにおいて国及び沖縄県、関係市町村が連携して行うこととされており、基本的には行政において対応すべきことであるが、当協会は、県知事及び市町村長を構成員とする社団法人であり、また、県の外郭団体となっていることから、跡地利用に関する県の施策を補完するとともに、市町村の跡地対策を支援する役割がある。

この事業は、平成5年度から実施している事業で、基地所在市町村が米軍基地の返還跡地を活用した地域づくりを推進する観点から、跡地利用に関する基本構想や基本計画等を策定する事業に対し助成を行う事業である。

米軍再編の中で嘉手納基地以南の大規模な米軍基地の返還が合意されており、今後、本島中南部の基地所在市町村を中心として米軍基地の返還及び跡地利用への対応が必要となる市町村が見込まれることから、当協会が、対米請求権問題の経緯及びその設立目的等を踏まえ、返還跡地の利用推進に関し、行政における施策展開とも連携しながら、跡地が所在する地域(市町村)の取組みへの支援を拡大することは、当該地域に限らず本県全体の振興を図る上からも有益である。

以上のような観点から、市町村が実施する跡地利用対策のうち、財源の面で国又は県を含めた事業の対象とならない事業や市町村独自の幅広い取り組みに対し、当協会が支援を拡充することが求められるが、現行の事業は、跡地利用計画そのものを対象としていることから、事業の対象が拡がらない側面がある。

従って、本事業の名称を「軍用地跡地利用対策助成事業」と改め、事業内容を拡充することにより、跡地利用計画の策定に限らず、環境調査や地権者意向調査等の跡地利用計画の策定に関連する事業、並びに企業等の誘致に関する調査等跡地利用の推進に係る広範な取り組みに対し支援を拡大する必要がある。

併せて、市町村の実施段階における財政負担の状況等を勘案し、移行期間内において助成限度額と助成割合の引き上げを検討する必要がある。

③ 地域政策研究事業

この事業は、平成7年度から実施している事業で、地域社会の特色ある発展を図るために地域の中長期的課題や地域が直面する諸課題について、地域で行政の実務に従事している市町村職員が中心となって調査研究し、その解決方法等について具体的な提案を行うことを目的として当協会が自主事業として実施しているものである。

当該事業は、地域づくりの観点から地域が抱える諸問題について、地域の行政実務者の視点から調査研究し、その成果を地域に提案していることから地域のニーズがあり、また、職員の資質向上にも寄与しているとの評価がある。

今後は、地域が抱える諸課題について、行政面からの実務的視点と併せて、より専門的かつ幅広い視点を含めた調査研究を行い、地域づくりの取り組みに生かせるような事業に拡充することが有益であり、県内の大学やシンクタンク、NPO等幅広く関係者が参画できるよう、本事業の拡充を図る必要がある。

④ 交流研修事業

この事業は、平成7年度から実施している事業で、県内の各広域市町村圏事務組合や地域づくり団体が地域の振興及び活性化を目的として実施するワークショップ、フォーラム、セミナー等の開催を支援するため助成する事業である。

当該事業は、地域づくりに関する各種研修等の場を通じて地域づくりの関係者や地域住民等地域づくりの担い手となる人材の育成及び地域づくりに関する情報の共有、活用等に貢献している。

地域の特性を生かした地域づくりを幅広く支援し助成する観点から、本事業の名称を「交流研修助成事業」と改め、地域振興助成事業を通じた市町村の地域づくりの取り組みに対する支援拡大と併せて、草の根レベルから広域的取り組みに至る総合的な支援拡大を図る必要があり、本事業の拡充を図ることが相当である。

⑤ 研究助成事業

この事業は、平成 8 年度から実施している事業で、本県における地域の振興及び文化の高揚等に寄与することを目的として、広く民間の研究機関等が設定した研究テーマに関する研究に対し助成を行う事業であり、民間の視点での研究活動を支援し、その成果を本県の社会経済の発展に活用しようというものである。

本事業の成果（報告書）は、県内外の関係機関及び団体等に提供されており、行政等各分野における取り組み等の参考に供されている。

民間の知恵やノウハウ等を地域づくりに活用するという観点から、本事業を拡充して実施する必要がある。

（2）廃止・縮小等の整理をする事業

① 研究受託事業

この事業は、平成 7 年度から実施している事業で、沖縄県や県内市町村等外部からの受託を見込んでスタートしたが、平成 7 年度と平成 13 年度に各 1 件の受託があったのみである。

以上のような実態を踏まえ、当協会の組織体制や財政環境等の実態を勘案した場合、本事業を継続して実施することは、当協会の事業運営のあり方として効率的ではないと考えられる。地域づくりに関する調査研究については、地域政策研究事業による行政実務的視点を中心とした自主研究を除き、当協会としては、受託・助成という双方向ではなく、民間の研究活動を支援することに特化し、その成果を地域づくりに活用することが人的、財政的に限られた運営資源を活用した効果的な事業運営であると思料する。

以上の観点から、当協会としては、他の事業を通じた市町村等の地域づくり活動への支援拡大と併せて、各分野における地域づくりの取り組みに対する支援に重点をおいた事業展開がより適切であり、本事業については廃止することが相当である。

② 情報資料整備事業

この事業は、平成 7 年度から実施している事業であるが、平成 8 年度に対米請求権問題等に関する資料等を全て沖縄県公文書館に委譲したこともあり、当該事業の内容は、市町村等の地域づくりに関する刊行物等の収集及びパソコンのリース(料)、資産運用等に関する定期刊行物等の購入である。

従って、当該事業については、その実態を踏まえ、諸事務事業に付随する管理業務の一環として位置づけ、「事業費」から「管理費」へ移行することが適切である。

4 新規事業の創設について

昨今の厳しい財政環境において、当協会の内部留保資金である財政調整等資金は、地域づくりへの支援を拡大する新たな取り組みを可能にする貴重な財源であり、その活用に当たっては、既存事業の範疇に止まらず、可能な限り、本県全体の社会経済の発展に資するような効果的かつ中長期的な、新たな分野の施策ニーズを調査、把握し、その事業効果や実施方法等を含め十分な検討を尽くした上で判断する必要がある。

以上の観点から、本委員会としては、事務局から提案された新規事業について、審議を重ねたが、以下の理由により、引き続き審議・検討することとした。

① 地理情報システムデータ整備事業

この事業は、社会経済や行政のIT化に対応した事業として有益であると考えられるが、その事業効果は、多額の経費を要する航空写真等の地図情報を定期的に更新する等長期的に実施してはじめて各分野への広がりが期待されるものである。

本事業案については、その運営方法、特に本件事業見直しに係る（財政調整等資金を財源とする）事業期間が終了する平成24年度以降の事業の運営方法及び事業としての可能性等、引き続き検討する必要がある。

② 地域づくりリーダー育成助成事業

この事業は、地域づくりの担い手の中核となるリーダーの育成を目的とし、地域住民が主体となって地域の特性を生かした地域づくりを推進する観点から重要であると考えられるが、産業振興や教育向上、文化興隆等各分野で実施されている人材の育成策とどのように整合性をもたせて効果的に実施するか、具体的な事業内容や実施方法等を含め引き続き検討する必要がある。

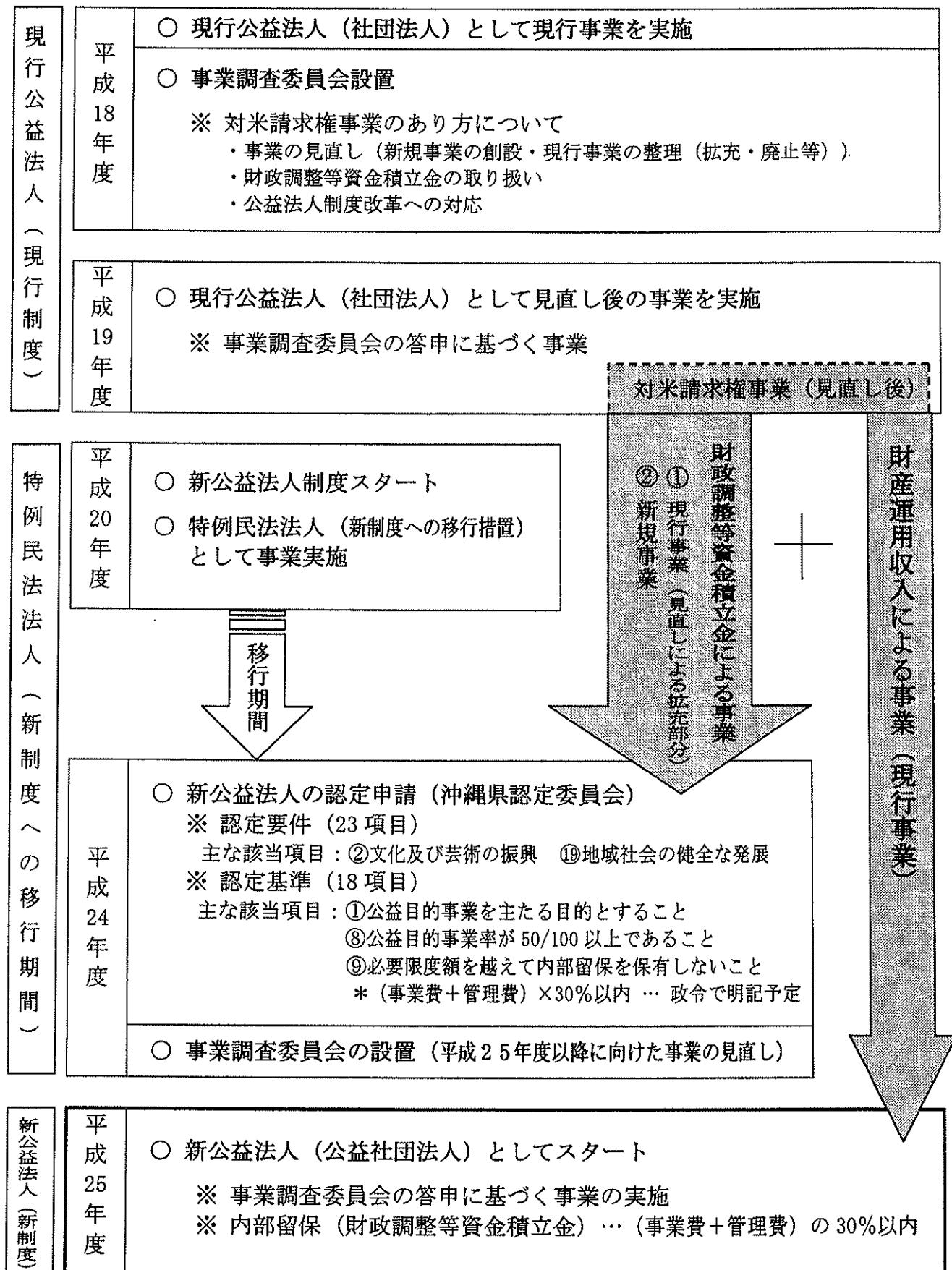
新規事業については、事務局から提案のあった事業案を含め、さらに幅広い観点から本県の社会経済の発展に寄与する新たな事業ニーズを調査、把握し、その効果及び実施方法、実現可能性等について引き続き検討を行うものとする。

5 見直しの枠組み

この答申における対米請求権事業の見直しは、当協会の資産運用をめぐる経済環境の変化と公益法人の制度改革に的確に対応した事業運営を図ることを基本的な視点として、別紙（「対米請求権事業の見直しの枠組み」）で示すような枠組みとプロセスにおいて行われるものである。

- 注： 1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一般社団・財団法人法）
2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（公益法人認定法）
3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の
認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）

対米請求権事業の見直しの枠組み



* 平成24年度までは新公益法人への移行期間として答申に基づく事業を実施する。

* 財政調整等資金積立金による事業（新規事業及び現行事業拡充部分）は、平成24年度で終了する。